第74回国民体育大会石岡市実行委員会協賛取扱要項

平成30年４月26日　第２回総務企画専門委員会決定

（目的）

第１条　この要項は，第74回国民体育大会石岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取り扱いについて，必要な事項を定める。

（協賛の内容）

第２条　協賛の内容は，大会の運営や啓発等に要する物品，大会運営等への人的支援，企業等が所有する施設等の利用に係る支援，その他実行委員会が実施する活動への支援等（以下「協賛物品等」という。）とする。

（協賛の手続き）

第３条　協賛は，実行委員会において受け入れる。

２　協賛の申し込みは，協賛申込書（様式第１号）による。

３　実行委員会は，協賛の受け入れを決定し，これを受領したときは，協賛受領書（様式第２号）を協賛者に交付する。

４　協賛の方法は，提供又は貸与とする。

５　協賛物品等の搬入，据付，撤去等に係る費用は，原則として協賛者の負担とする。

（協賛として受け入れないもの）

第４条　次の各号のいずれかに該当する場合は，協賛を受け入れないものとする。

1. 大会の趣旨に反するもの
2. 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
3. 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
4. 政治活動，宗教活動等に係ると認められるもの
5. 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
6. その他実行委員会が適当でないと認めるもの

（協賛の表示）

第５条　協賛物品等には，協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし，協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は，その他の方法により表示することができる。

２　前項の表示は，協賛者名，文字，イラスト等によるものとし，あらかじめ実行委員会と協議のうえ原則協賛者が行うものとする。

（協賛への謝意）

第６条　実行委員会は，協賛物品等の提供を受け入れたときは，協賛者に対し協賛受領書（様式第２号）を送付するものとする。なお，実行委員会は，協賛者に対し，感謝状その他の方法により謝意を表すことができる。また，必要に応じて，ホームページ等にその旨を掲載するよう努めるものとする。

（協賛の受け入れ期間

第７条　協賛の受け入れ期間については，平成30年４月26日より平成31年12月31日までとする。

（その他）

第８条　この要項に定めるもののほか，協賛の取り扱いについて必要な事項は，別に定める。

附　則

　この要項は，平成30年４月26日から施行する。